

四天王寺大学

令和7年度（対象：令和6年度）自己点検：評価シート

基準1 使命・目的

基準項目1－1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」

「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
1-1-①	①学内外への周知	□ 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。	A	A
1-1-②	②中期的な計画への反映			
1-1-③	③三つのポリシーへの反映			
1-1-④	④教育研究組織の構成との整合性			
1-1-⑤	⑤変化への対応			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
1-1-①	①学内外への周知 ア. 学内への周知 学生に対しては、毎年発行する『Campus Diary』及び『履修要覧』、『大学院便覧』に掲載して配付しているほか、1年次生を対象とした授業科目「和の精神」において、建学の精神とともに周知している。【資料 1-1-①-1】 教職員及び役員に対しては、上記の学生への配付物を所有し確認しているほか、学内専用ポータルサイトへの掲載を通じて周知している。 イ. 学外への周知 本学のホームページにおいて広く社会に公表するとともに、学生募集を通して学外配布を行う『CAMPUS GUIDE』にも明記し、受験生に周知している。【資料 1-1-①-2】
1-1-②	②中期的な計画への反映 ア. 使命・目的及び教育研究上の目的の「中期的な計画」への反映 本学は中長期計画において、本法人の建学の精神、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を前提として将来ビジョンを設定し、具体的目標・計画にその趣旨を反映させている。【資料 1-1-②-1】
1-1-③	③三つのポリシーへの反映 ア. 使命・目的及び教育研究上の目的の「三つのポリシー」への反映 本学では、本学全体としての三つのポリシーを定め、その下に学部・学科及び研究科ごとの三つのポリシーを定めている。【資料 1-1-③-1】

	<p>本学全体としての三つのポリシーは次のとおり。</p> <p>D P : 建学の精神、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ、「『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と掲げ、養うべき能力として「自己分析・自己研鑽の力」、「豊かな人間性～慈愛の心・利他の精神～」、「社会（組織）で活躍できる力～専門性を基礎として～」設定。</p> <p>C P : 上記D Pを実現するための教養教育科目・専門教育科目の編成、教育方法、学習成果の評価方法を設定。</p> <p>A P : 上記D P及びC Pを踏まえて、「豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができる」と、「本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること」、「多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取組み、自己研鑽に努めることができること」の三要件を設定。</p> <p>学部・学科・専攻・コース及び研究科ごとに定める三つのポリシーにおいては、本学全体の三つのポリシーをそれぞれ具現化することとして設定している。</p>
1-1-④	<p>④教育研究組織の構成との整合性</p> <p>ア. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するための必要な学部・学科などの教育研究組織の整備状況</p> <p>本学は、昭和42（1967）年の大学設立以来、建学の精神に基づき、大学の使命と教育目的を達成するため、時代や社会の変化に対応して教育研究組織を見直し、必要な整備を行ってきた。</p> <p>令和6年度現在においては、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、5学部7学科、2研究科2専攻を設置するとともに、これらの教育組織における教育研究活動を充実・強化かつ円滑に実施していくための付属施設として「図書館」、「保健センター」、「仏教文化研究所」、「高等教育推進センター」、「アドミッションセンター」、「グローバル教育センター」、「教職教育推進センター」、「学生支援センター」、「キャリアセンター」及び「地域連携・研究推進センター」を設置し、事務組織と連携・協働した運営を行っている。</p>
1-1-⑤	<p>⑤変化への対応</p> <p>ア. 社会情勢や組織の改編などに対応した使命・目的及び教育研究上の目的の検証の実施</p> <p>全学的な教育施策の企画・開発及び教育活動の継続的な改善の推進を目的として設置している「教育改革推進本部」において、毎年度、本学全体、学部・学科及び研究科単位で、同本部が設定したアセスメント・ポリシーに基づく評価を行っている。</p> <p>この活動により、使命・目的及び教育研究上の目的の実現のために設定された三つのポリシーとの整合性等について実態を検証し、改善を図る取組を行っている。</p> <p>令和6年度においては、社会の人材ニーズ等を踏まえ、人文社会学部の改編（文学部と社会学部に分離。）、教育学部における入試区分の変更（4コース制から3コースへの見直し。）及び中学校・高等学校の理科の教員免許課程の設置、経営学部におけるカリキュラム変更（4履修コースの設定。）等の教育研究組織の改編や教育課程の見直し等を行っており、これらに対応してアセスメント・ポリシーも必要な見直しを行っており、使命・目的及び教育研究上の目的との整合について検証が可能となっている。</p>

長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの

本学の個性・特色を最も表す教育として、1年生全員が必修科目として受講する「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」が挙げられる。授業では1,000人以上の学生が一堂に会し、全専任教員、担当職員も参加して実施され、学生はスツールを着用し、静謐な環境の下で授業に臨む。授業は仏教の修行方法の一つである瞑想と写経を中心とした実践を行うとともに、「和の精神」に基づく学園訓の理念とその意義を中心に学修する。また、各授業においても授業開始冒頭には短時間の瞑想を取り入れ、学生が気持ちを落ち着かせるとともに、礼節を重んじ、「和の精神」に基づく日常の心構えと態度を身につける工夫をしている。

3. 指定エビデンス

□大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

使命・目的 <https://www.shitennoji.ac.jp/about/philosophy/>

教育研究上の目的 <https://www.shitennoji.ac.jp/about/policy/>

□使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料 1-1-⑤-1】教育改革推進本部規程

【資料 1-1-⑤-2】自己点検・自己評価委員会規程

【資料 1-1-⑤-3】学部教授会規程

【資料 1-1-⑤-4】教育研究評議会規程

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
1-1-①	1	Campus Diary、履修要覧、大学院便覧、CAMPUS GUIDE
1-1-①	2	中長期計画
1-1-③	1	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程
1-1-④、⑤		学則の変更の趣旨等を記載した書類 https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/status/2025_ninka_gakusoku_04.pdf
長所・特色		「和の精神 I」「和の精神 II」令和 6 年度シラバス

II. 基準 1 の自己評価

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的及び教育目的は、「大学学則」に、具体性と明確性をもって文章化されるとともに、本学ホームページにおいて学内外に公表されている。また、この使命・目的及び教育目的は「教育基本法」、「学校教育法」等の法令に適合しており、「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を明示している。また、本学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画及び本学の三つのポリシーにも反映している。学部・学科等の教育研究組織についても、「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、時代の変化に応じて整備を続け現在に至っている。以上により、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

外部評価者会議における人材育成に関する意見として、

「四天王寺大学は、次世代を支える教員育成に力を入れ、特に教師不足が課題となる中で、高校生に教師の魅力を伝える取組みを行う。このような活動は私立学校全体としても重要。貴学は長い歴史の中で福祉の観点から社会を支える人材を育成してきた印象が強く、特に南河内の医療・福祉において高齢化が進む中、地域を支えるための人材育成の重要性を認識。ディプロマポリシーには自らを高め、自己分析を行うこと、さらには他者を考慮し社会を支えるという三つの柱が示され、現代の様々なリスクに対応できる人材を育成するために非常に意義深い。また、本学構内は広々とした学びの場であり、その拠点としての適切さを実感。」
との意見があった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学園の基本理念に沿った、教育研究水準の向上を図り、かつ公教育機関としての社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について点検、評価をおこない、不断の見直しにより、その水準の向上を図ることを目的として、自己点検・自己評価委員会を中心に毎年自己点検・評価を実施。

基準2 内部質保証

基準項目2-1. 内部質保証の組織体制

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
2-1-①	① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 <input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。		A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
2-1-①	<p>①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立</p> <p>ア. 内部質保証に関する全学的な方針の明示</p> <p>令和元（2019）年12月に制定した「内部質保証の方針」の「1. 基本的な考え方」において、「本学の使命や目的を実現し、社会の負託に応えるため、自らが行う教育、研究、社会貢献について、質の向上を図るとともに、適切な水準であることを自らの責任で明示する内部質保証の取組みを恒常的に推進する。」と定めて、本学の内部質保証に関する全学的な方針を明示している。【資料2-1-①-1】</p> <p>イ. 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備</p> <p>上記1の方針において、本学の教育研究活動等に関する重要事項を審議する教育研究評議会（議長＝学長）において、学部、学科、部局の長を中心に、中長期計画及び年度事業計画を決定するとともに、同計画の活動状況についての自己点検・評価に係る方針を決定し、当該点検・評価活動のための組織として、同評議会の下に常設委員会として自己点検・自己評価委員会を設置している。</p> <p>ウ. 内部質保証のための責任体制【資料2-1-①-2】</p> <p>自己点検・自己評価委員会の組織体制は、常務理事が委員長、学長が教学推進委員長、事務局長が管理推進委員長を務め、副学長、学長補佐、図書館長、教務部長、学部長、学科長、コース主任、大学院研究科長及び付属施設の長等を教学推進委員、事務局課長を管理推進委員としている。</p> <p>自己点検・自己評価委員会においては、自己点検・自己評価委員会規程で定める事項について点検・評価を行い、外部有識者及び学生からの意見聴取を実施の上、評価結果をとりまとめ、教育研究評議会に上程することとしている。</p> <p>教育研究評議会においては、自己点検・評価の結果について審議・決定し、各部局にフィードバックを行っており、これに基づいて、各部局においては、部局長の責任において、教育研究活動等の改善や、必要に応じて制度改革等に取り組んでいる。</p> <p>以上のとおり、内部質保証のための責任体制を整備している。</p> <p>長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの</p> <p>特になし</p>

3. 指定エビデンス

□内部質保証に関する全学的な方針

【資料2-1-①-1】内部質保証の方針

□内部質保証のための組織図

<https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/naibu/assurance03.pdf>

□内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-①-2】教育改革推進本部規程、自己点検・自己評価委員会規程、教育研究評議会規程

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
		特になし

基準項目2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
2-2-①	①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように実行しているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。	A	A
	②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析			
2-2-②	□ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。		A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
2-2-①	<p>①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有</p> <p>ア. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の方法</p> <p> 三つのポリシーを起点とする「教育の質保証」と中長期計画を踏まえた「大学の質保証」の双方にわたる「本学の使命・教育上の目的を実現するための内部質保証」を機能させるために中長期計画に基づく自己点検・自己評価活動を実施している。</p> <p> その活動は大きく、自己点検・評価書の作成、外部評価有識者会議の開催及び学生からの意見聴取と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応の3つである。</p> <p> <自己点検・評価書> 【資料 2-2-①-1】</p> <p> 教育研究評議会による自己点検・自己評価に係る方針を受けて、各部局及び事務局がそれぞれ自主的・自律的に進めている自己点検・評価活動は、全学的な見地に基づいて、自己点検・自己評価委員会により、「自己点検・評価書」(又は「自己点検・評価シート」)としてまとめられる。</p> <p> 「自己点検・評価書」は、自己点検・自己評価委員会での審議を経て、教育研究評議会で報告され、最終的に理事会で審議、決定される。</p>

	<p><外部評価者会議及び学生からの意見聴取> 【資料 2-2-①-2】</p> <p>地元自治体、教育機関、企業・団体等から外部有識者を評価員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求める外部評価者会議及び学生代表（学部や学生団体等）からの意見聴取をそれぞれ隔年でしている。</p> <p>上記会議等で聴取された意見は、関係する各部局及び事務局で評価・検討されるとともに、自己点検・自己評価委員会及び教育研究評議会に報告される。</p> <p><大学機関別認証評価の受審> 【資料 2-2-①-3】</p> <p>平成 20 (2008) 年度、平成 27 (2015) 年度、令和 4 (2022) 年度に、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審して、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証への取組みの一つの節目である。</p> <p>イ. エビデンスに基づく自己点検・評価の定期的な実施 【資料 2-2-①-4】</p> <p>自己点検・評価については、中長期計画期間中における年度計画実績評価と、毎年度のアセスメント・ポリシーに基づく教育活動（三つのポリシー）の評価を踏まえて実施している。</p> <p>中長期計画期間中における年度計画進捗状況の点検・評価については、計画に沿った活動状況が確認できる資料や成果物を根拠として行うこととしており、また、アセスメント・ポリシーに基づく教育活動（三つのポリシー）の評価については、個々の学生の入学時から卒業（修了）時までの情報（入学試験データ、在学中の成績データ、卒業後の進路データ等）を根拠として実施している。</p> <p>以上のとおり、エビデンスに基づいた自己点検・評価を定期的に実施することができている。</p> <p>ウ. 自己点検・評価の結果の学内共有 【資料 2-2-①-5】</p> <p>「自己点検・評価書」（又は「自己点検・評価シート」）、外部有識者会議、学生からの意見聴取結果（意見への対応状況を含む。）及び機関別認証評価の結果は、各部局及び事務局で共有するとともに、本学ホームページを通じて学外に公表している。</p>
2-2-②	<p>②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析</p> <p>ア. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制の整備</p> <p>本学における教育・研究に関する学内外の諸情報の収集、分析を行い、可視化して、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、大学経営に活かしていくために、平成 26 (2014) 年度に IR・戦略統合課（令和 6 年度に学長室に編入。）を設置して所要の活動を展開している。</p> <p>IR・戦略統合課では、学内外における情報の収集・分析に基づく施策形成支援に関することや、高等教育政策の分析、情報の提供及び政策関連テーマの研究に関すること、本学全体の将来構想の検討及び調査、立案、実施、推進に関すること等を担当し、主に大学経営・運営に関する調査・データの収集と分析を担っている。（経営 IR）</p> <p>そのほか、高等教育推進センターでは、在学生を対象とした「学生調査」及び「授業評価アンケート」並びに新入生を対象とした「新入生アンケート」及び「PROG テスト」（個々の学生のジェネリックスキルを客観的に測定するテスト。）を行い、把握した情報の分析を行って教学面における改革等の施策立案に活用している。</p> <p>また、アドミッションセンターでは入試区分別志願者数調査を元にした入試改革の策定、学生支援センターでは退学者の状況を元にした学生サポート内容の検討などを行っており、これらは教育改革推進本部会議に報告し、教育改革や学生支援等の改善のための基礎資料として活用している。【資料 2-2-①-5】</p> <p>なお、本学の基本情報及び各種調査結果の一部は「Fact Book」として本学公式ホームページを通じ、広く社会に公表している。</p> <p>以上のように、本学では、IRに関する専門部署を設置し、教学関係部署と連携した、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。</p>
長所・特色 《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 指定エビデンス

<input type="checkbox"/> 自己点検・評価に関する規則 【資料 2-2-①-1】四天王寺大学学則第4条（自己点検・自己評価等）、自己点検・自己評価委員会規程
<input type="checkbox"/> 直近の自己点検・評価の報告書 【資料 2-2-①-4】令和6年度自己点検・評価シート（大学・大学院） https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/jiko/jiko_sheet_dai2024.pdf
<input type="checkbox"/> 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 令和6年度第2回自己点検・自己評価委員会議事録
<input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内に周知したこと示す文書 【資料 2-2-①-3】自己点検・評価について（報告） https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/jiko/jiko_report2024.pdf
<input type="checkbox"/> IRなどを検討する会議体の規則 【資料 2-2-①-5】教育改革推進本部規程

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
2-2-①	2	H P情報公開/外部評価等 https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/jiko/

基準項目2－3. 内部質保証の機能性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
2-3-①	①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用		A	A
	<input type="checkbox"/> アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。			
2-3-②	②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用		A	
	<input type="checkbox"/> 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。			
2-3-③	③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性		A	A
	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
2-3-①	<p>①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用</p> <p>ア. アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムの整備</p> <p>本学では、学修支援、学生生活及び学修環境などに対する学生の意見・要望を汲み上げるために、次に掲げる調査や学生との意見交換会を定期的に実施し、各種の改革・改善等に活用するための基礎資料として活用する仕組みを備えている。</p> <p>○学生調査</p> <p>高等教育推進センターにおいて、本学在学生を対象とした「学生調査」を毎年度実施している。</p> <p>○新入生アンケート</p> <p>高等教育推進センターにおいて、当該年度の入学者を対象とした「新入生アンケート」を毎年度実施している。</p> <p>○授業評価アンケート</p> <p>高等教育推進センターにおいて、本学在学生を対象とした「授業評価アンケート」を毎年度半期毎に実施している。</p> <p>○学生との意見交換会</p> <p>自己点検・自己評価委員会の主催により、学生との意見交換会を隔年度に実施している。(直近は令和5年度に実施。)</p> <p>教職員側の出席者は、学長、副学長、学長補佐、学部長及び事務局長。学生側の出席者は、学部代表学生（学部推薦）、短期大学部代表学生（学科推進）、大学広報学生スタッフ代表学生及び学生団体代表学生（学生運営委員会、クラブ・サークル代表学生）。</p> <p>イ. 学生の意見・要望の分析結果の教育研究や大学運営の改善・向上への反映</p> <p>上記アに記載の調査等の結果について、次に掲げるとおり、必要な分析を通じて教育研究や大学運営等に係るハード面及びソフト面の改善・向上に活用している。</p> <p>○学生調査</p> <p>「学生調査」は、文部科学省が試行的に実施ししている「全国学生調査」に準じた設問に本学独自の設問を加え、本学における授業・学習、時間外学習等の実態の把握、インナーシップの参加状況及び学生支援や学内施設・設備に関する満足度並びに卒業年次生における学園訓（「和の精神」）の実践状況及びD Pの達成度などの設問のほか、自由記述欄を設けて実態を把握し、報告書としてとりまとめ、公表している。同報告書は、教育改革推進本部において分析を行い、各種改革のための基礎資料として学内各部局及び事務局等において共有している。</p> <p>○新入生アンケート</p> <p>「新入生アンケート」は、高校時代の学習経験、本学への通学方法、本学での学ぶことのイメージ（学ぶことで期待すること。）、履修登録する授業科目を選択する際の観点、本学を知ったきっかけ、本学の情報把握に活用したS N S、オープンキャンパスへの参加回数・参加して良かった点及び本学に入学を決めた理由等の設問を設けて実態を把握し、報告書としてとりまとめ、公表している。同報告書は、教育改革推進本部において分析を行い、入試改革、入試広報活動各の改善、新入生に対する就学支援の改善等を行うための基礎資料として活用している。</p> <p>○授業評価アンケート</p> <p>「授業評価アンケート」は、授業に対する学生の評価・意見、到達目標の達成度や授業に対する満足度などを把握する設問を設けて実態を把握し、調査結果を報告書としてとりまとめ、公表している。同報告書は、教育改革推進本部において分析</p>

	<p>を行い、授業改善のための基礎資料としているほか、「ベストティーチャー賞」選考資料としても活用している。</p> <p>○学生との意見交換会</p> <p>「学生との意見交換会」は、教育・研究活動（授業、課外活動、就職支援等）における「良いところ」と「力を入れてほしいところ」について学生の生の意見を聴取し、意見交換を実施し、報告書としてとりまとめ、公表している。同報告書は、教育課程、課外活動及び就学支援等の改善を行うための基礎資料として活用している。</p>
2-3-②	<p>②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用</p> <p>ア. 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力</p> <p>自己点検・自己評価委員会の主催により、学外有識者からの意見聴取を行う「外部評価者会議」を隔年度に実施している。（令和6年度が実施年度。）</p> <p>出席者は、本学側は常務理事、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、研究科長、専攻長、付属施設の長、教務部長、事務局長及び事務局の次長・課長等とし、学外の部有識者は地元自治体関係者（羽曳野市及び藤井寺市）、他大学関係者（教員）及び産業界（地域の経済団体及び卒業・修了生の就職先企業等）としている。</p> <p>外部評価者会議は、予めテーマ設定を行って開催しており、令和6年度においては、「キャリア支援」、「教員養成」、「看護師養成」及び「地域連携活動」をテーマとした。</p> <p>同会議では、本学側から、本学の教育研究目的、組織体制、三つのポリシー等についての概要、設定テーマに関する取組の現状と課題について説明の後、意見交換を行い、学外有識者からの評価を得るとともに要望等を聴取した。</p> <p>同会議の結果は議事録としてとりまとめ、教育研究評議会において報告し、学部、研究科、付属施設及び事務局各課に周知を行ったところである。</p> <p>今後、教育改革推進本部を中心に行なう学外有識者からの意見・要望等を分析し、必要となる改革・改善の取組について関係部署に指示していくこととしている。</p>
2-3-③	<p>③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性</p> <p>ア. 三つのポリシーを起点とした内部質保証の実施状況及びその結果の教育研究の改善・向上への反映</p> <p>2-2-①イにおいて示したとおり、本学では、アセスメント・ポリシーに基づく教育活動（三つのポリシー）の評価を毎年度実施している。</p> <p>令和6年度も継続して教育改革推進本部会議において決定したアセスメント・ポリシーに基づき、「三つのポリシー」の評価を大学全体、学部、学科及び研究科レベルで実施した。実施プロセスは、個々の学生の入学時から卒業（修了）時までの情報（入学試験データ、在学中の成績データ、卒業後の進路データ等）及び学習ポートフォリオのデータを基に、DPの到達状況、授業科目の単位取得状況、入学時における入試区分等との関係性を可視化し、確認された課題に応じてカリキュラム改訂や入試制度の改善に活用している。</p> <p>以上のとおり、三つのポリシーを起点とした内部質保証の活動を行い、その結果を教育研究の改善・向上へ反映する仕組みが機能している。</p> <p>イ. 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みと機能状態</p> <p>現行の中長期計画期間中の年度計画実績に対する毎年度の自己点検・評価において、計画の進捗状況等に問題が確認された場合は、対応策を講じるとともに、必要に応じてロードマップの見直し等を行っている。なお、設置計画履行状況等調査などの結果への反映については、教育研究組織の改編に関連する事項が年度計画に包含されているため、必然的に連動する関係性にある。</p> <p>また、認証評価結果においては指摘事項等があった場合は年度計画に反映することとしているが、令和4年度に受審した認証評価においては、全ての評価基準に適合しているとの評価結果を受けており、改善を要する事項等の指摘はなかったところである。</p>

	<p>る。</p> <p>以上により、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。</p> <p>ウ. 自己点検・評価、認証評価などの結果の積極的な公表・説明</p> <p>自己点検・評価の結果は、教育研究評議会で審議・承認され後、学校法人の理事会において審議・承認を経て、本学公式ホームページで公表するとともに、学内専用ポータルサイトで学内共有するなど、学内外のステークホルダーの理解・指示を得るために努めている。また、認証評価の結果についても教育研究評議会及び理事会において報告するとともに、上記と同様に学内外に周知している。</p> <p>長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの</p>
	特になし

3. 指定エビデンス

<input type="checkbox"/> 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など 【資料 2-3-③】自己点検・自己評価委員会規程、外部評価実施要項
<input type="checkbox"/> 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 【資料 2-3-③】教育改革推進本部規程、自己点検・自己評価委員会規程
<input type="checkbox"/> 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など 【資料 2-3-③】自己点検・自己評価委員会規程、外部評価実施要項
<input type="checkbox"/> 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 【資料 2-3-③】自己点検・自己評価委員会規程、外部評価実施要項
<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 令和 6 年度（第 4 回）教育改革推進本部会議議事録
<input type="checkbox"/> 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 令和 6 年度第 2 回自己点検・自己評価委員会 議事録
<input type="checkbox"/> 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など 本学 HP（情報公開/自己点検・評価／認証評価／外部評価等） https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/jiko/evaluator2021_report.pdf https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/jiko/evaluator2021_experts.pdf https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/jiko/evaluator2021_students.pdf

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
		特になし

II. 基準 2 の自己評価

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証は、教育改革推進本部会議、自己点検・自己評価委員会において、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育と研究の質保証と中期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方をとらえて開催し、教育研究評議会で審議される仕組みを構築しており、その結果も学内で情報の共有がなされ、改革・改善に活かされている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

地元とのつながりが強いことから、地域への貢献を通じた人材育成をさらに加速させることや、教員養成、高齢社会への人材育成など本学の教育研究組織に寄せられる期待が大きい。そのことを認識して、確かな知識と教養を身につけた学生を育成する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

3つのポリシーを基軸とした新たな中長期計画を作成し、内部質保証の改善を図り、本学使命・目的を達成していく。特に、自己点検・評価委員会で具体的な自己点検・評価の実施計画を示し、令和11年度の認証評価を受審する。

基準5 教員・職員

基準項目5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点	自己判定	
	<下段> 自己判定の留意点	個別	総合
5-1-①	①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 □ 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。	A	
5-1-②	②権限の適切な分散と責任の明確化 □ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 □ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。	A	A
5-1-③	③職員の配置と役割の明確化 □ 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。 □ 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。	B	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-1-①	<p>①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮</p> <p>ア. 学長のリーダーシップが発揮できる体制の構築や必要となる規則の整備</p> <p>令和4年度公布の大学設置基準等の一部を改正する省令を踏まえ、令和6年度において、学則の改正及び関係規程等の再整備を行い、次のとおり、令和7年度以降における体制・制度を構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学学則第12条に学長の職務を「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定し、学長は大学の意思決定プロセスを主導すると同時に、学内諸組織による教学マネジメントを掌握。 ○ 大学学則第11条に「副学長を置く」とし、同第13条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長の職務の全般について補佐するとともに、学長の命を受けた校務を担当することを明記。 ○ 大学学則第14条第1項に「本学に、必要に応じて、学長補佐を置く。」、同条第2項に「学長補佐は、学長の命を受けて特定の業務等を遂行する。」と定め、学長補佐（企画・戦略担当）、学長補佐（広報戦略担当）及び学長補佐（入試広報担当）を配置。 ○ 新設の教育研究実施組織等に関する規則第6条第1項の規定に基づき、学長のリーダーシップによる大学改革を円滑に推進していくための組織として、学長補佐（企画・戦略担当）、学長補佐（広報戦略担当）、IR・戦略統合課、広報企画課で編成する「学長室」を設置。学長室には、戦略的な大学運営を遂行するための必要な事項について協議するために、学長、副学長、学長補佐、事務局長、事務局次長、IR・戦略統合課長及び広報企画課長で組織する「学長室会議」を置くほか、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うため、タスクフォースを置くことができるなど、学長の意思決定を支える機能が発揮できる体制を確保。 <p>以上のとおり、学長がリーダーシップを適切に発揮できる制度・体制を整備している。</p>

5-1-②	<p>②権限の適切な分散と責任の明確化</p> <p>ア. 大学の意思決定の権限と責任の明確化</p> <p>令和7年度施行の改正私立学校法及び令和4年度公布の大学設置基準等の一部を改正する省令を踏まえ、令和6年度において、学校法人の寄附行為を始めとする法人関係規程等の制定改廃並びに学則及び関係規程等の再整備を行い、令和7年度に向けて、次のとおり意思決定に係る権限や責任等の明確化を行った。</p> <p>本学の経営管理及び教学運営に関する日常業務全般については、学校法人四天王寺学園常務理事の職務権限に関する規程第2条の規定に基づき、常務理事が総括。</p> <p>教育研究に関する意志決定については、学長が、関係法令及び学校法人が決定する方針等に基づいて実施。</p> <p>当該意思決定については、大学学則第22条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として置く教育研究評議会の審議を経て行うこととしており、意思決定を行う事項については、教育研究評議会規程第3条に規定し、明確化。(教育研究評議会：常務理事の出席の下、学長が議長として主宰。構成員は、常務理事、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、研究科長、研究科の専攻長、教務部長、付属施設の長、事務局長、事務局次長、事務局の課長。)</p> <p>また、学長の意思決定や権限行使等の一環として、5-1-①に記載のとおり、学長、副学長、学長補佐の配置と各職務内容と責任について学則等で明確化。</p> <p>イ. 教授会などの組織上の位置付け及び役割の明確化並びに機能状態</p> <p>学校教育法第93条第1項の規定に基づく教授会として、大学学則第25条に基づき学部教授会及び大学院学則第12条に基づき研究科委員会(以下「教授会」という。)を設置している。</p> <p>教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与及びその他教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが重要なものとして、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、学長、学部長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べができるとして、大学学則及び大学院学則に定め、具体的の教授会の運営に関し必要な事項については、学部教授会規程及び研究科委員会規程において明確に定めている。</p> <p>学長による教授会意見の聴取は、通常、教育研究評議会(教授会の審議通過案件を審議。学生の学籍異動や卒業・修了判定を含む。)及び入試判定委員会(教授会の判定案を審議。)において行っている。</p> <p>なお、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが重要なもののうち、教育研究上の目的や三つのポリシーの策定・アセスメントの実施、全学的な教育システムの企画・開発、授業改善、教員人事評価制度等に関することなどの教学マネジメントに関する事項については、教育改革推進本部において、素案段階から同本部長(学長)・副本部長(副学長・事務局長)と本部員(学部長・研究科長等)との協議が往還された後、教授会の審議等を経て同本部で最終案をとりまとめ、教育研究評議会に上程し、学長が教授会の意見を聴取する仕組みとしている。</p> <p>以上のとおり、学校教育法及び学則に則って教授会の役割を明確化し、その機能を十分に果たしている。</p>
5-1-③	<p>③職員の配置と役割の明確化</p> <p>ア. 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員の適切な配置及び役割の明確化</p> <p>令和4年度公布の大学設置基準等の一部を改正する省令を踏まえ、令和6年度において、学則の改正及び関係規程等の再整備を行い、次のとおり、令和7年度以降における組織体制、職員の配置及び役割について明確化を行った。</p> <p>大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、改正後の大学学則及び大学院学則において、「1-1. 教育研究上の目的を達成するための必要な教員・事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。」、「1-2. 教育研究実施組織を編成するに当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。」及び「2. 学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する。」ことを規定し、実施に関し必要な事項については、新たに「教</p>

	<p>育研究実施組織等に関する規則」(以下「規則」という。)を制定して規定。(注:「教育研究実施組織等」とは、1-1 及び 2 の組織の総称。)</p> <p>教育研究実施組織等の編成方針については、規則第 2 条第 2 項において、当該教育研究実施組織等の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するとして規定し、同第 7 条において当該組織として「事務局」を置くことを規定。</p> <p>事務局の組織に関し必要な事項については、新たに「事務局の組織に関する規程」を制定し、事務局の組織、所掌業務及び事務局組織に置く職位等について規定。事務局の組織を構成する各課には、事務職員を適切に配置するほか、付属施設(図書館、保健センター及び学内共同教育研究施設)に必要な教員を配置し、事務局との協働体制を整備。</p> <p>また、規則第 6 条において、学長のリーダーシップによる大学改革を円滑に推進していくための組織として、「学長室」(教職協働体制。)を置くとともに、同第 8 条において、学長の命を受けて教務に関する全学的な連絡調整等の業務を遂行する「教務部長及び同副部長」(学長が指名する教員。)の配置を規定。</p> <p>イ. 職員の採用・昇任の方針に基づく規則の整備及び運用状況</p> <p>事務系職員の採用については、事由発生の都度、当該状況に応じて臨機応変に行ってきており、また、昇任等については、毎年度実施の人事考課の結果を踏まえて行っている。</p> <p>現在、制度的な根拠を明確にするべく、職員採用・昇任の方針の策定及び関連規程等の再整備に向けて取組んでいるところである。</p>
長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 指定エビデンス

□大学の意思決定に関する組織図
内部質保証の方針 https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/naibu/assurance01.pdf
内部質保証(組織体制・役割) https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/naibu/assurance03.pdf
□大学の意思決定に関する会議体の規則
【資料 5-1-②-2】教育研究評議会規程
□学長の職務権限に関する規則
【資料 5-1-②-1】大学・大学院学則
□教授会に関する規則
【資料 5-1-②-4】学部教授会規程、大学院研究科委員会規程
□教授会の開催日時・議題一覧 令和 6 (2024) 年度 各学部教授会開催実績一覧
□学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
【資料 5-1-②-5】学生の懲戒等に関する規程
□事務局組織図
学校法人四天王寺学園 組織構成図
□事務分掌に関する規則
【資料 5-1-②-6】組織・分掌規程

職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-②-7】事務職員等の採用に関する細則、事務職員の職位に関する要項、事務職員の人事評価実施に関する要領

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
5-1-②	3	教育改革推進本部規程

基準項目5－2. 教員の配置

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
5-2-①	①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	□ 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 □ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。	A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》

	<p>①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置</p> <p>ア. 設置基準上必要な教員の確保及び配置状況</p> <p>学部における基幹教員数及び教授数は、大学設置基準に適合している。また、開設している教職課程については、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する必要教員数及び教授数を確保している。</p> <p>大学院研究科における教員数についても、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）に適合している。</p> <p>イ. 教員の採用・昇任の方針に基づく規則の整備及び運用状況</p> <p>「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」（令和3年6月13日教育職員人事委員会決定）において、「本学の求める教員像」、「教員組織の編成に関する方針」を定めており、これらを踏まえて具体的な人事計画を策定し実行している。【資料5-2-①-1】</p> <p>教員の採用・昇任の手続き等については、上記編成方針に基づき制定している「教育職員の選考手続に関する規程」並びに関連して制定している「教育職員選考基準」、「教育上の能力及び研究上の業績の評価に関する要項」及び「教育職員人事委員会規程」等に則って行っている。【資料5-2-①-1】</p> <p>教員配置状況（令和6年5月1日現在）</p>																																																																																																																																											
5-2-①	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">学 士 課 程</th> <th rowspan="3">学部・学科等の名称</th> <th colspan="5">専任教員等</th> <th rowspan="3">基準数 うち教授数</th> </tr> <tr> <th>教授</th> <th>准教授</th> <th>講師</th> <th>助教</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>12人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学部 日本国語学科</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>12人</td> <td>6人 3人</td> </tr> <tr> <td>文学部 国際コミュニケーション学科</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> <td>11人</td> <td>6人 3人</td> </tr> <tr> <td>社会学部 社会学科</td> <td>6人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> <td>17人</td> <td>11人 6人</td> </tr> <tr> <td>社会学部 人間福祉学科</td> <td>6人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>9人</td> <td>8人 4人</td> </tr> <tr> <td>教育学部 教育学科</td> <td>24人</td> <td>18人</td> <td>7人</td> <td>1人</td> <td>50人</td> <td>13人 7人</td> </tr> <tr> <td>経営学部 経営学科公共経営専攻</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>5人</td> <td>14人 7人</td> </tr> <tr> <td>経営学部 経営学科企業経営専攻</td> <td>6人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>9人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護学部 看護学科</td> <td>8人</td> <td>6人</td> <td>10人</td> <td>8人</td> <td>32人</td> <td>12人 6人</td> </tr> <tr> <td>その他の組織等（高等教育推進センター）</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>（大学全体の収容定員に応じた教員数）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>34人 17人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> <td>11人</td> <td>146人</td> <td>104人 53人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">大 学 院 課 程</th> <th rowspan="3">研究科・専攻等の名称</th> <th colspan="5">研究指導教員及び研究指導補助教員</th> <th rowspan="3">基準数 うち教授数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">研究指導教員 うち教授数</th> <th rowspan="2">研究指導補助教員 計</th> <th rowspan="2">研究指導教員 基準数 うち教授数</th> <th rowspan="2">研究指導補助教員 基準数 うち教授数</th> <th rowspan="2">研究指導教員 基準数 うち教授数</th> </tr> <tr> <td>研究指導教員 うち教授数</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文社会学研究科人間福祉専攻（M）</td> <td>7人 6人</td> <td>0人 7人</td> <td>3人 2人</td> <td>3人 3人</td> <td>6人 6人</td> </tr> <tr> <td>人文社会学研究科人間福祉専攻（D）</td> <td>5人 4人</td> <td>1人 6人</td> <td>3人 2人</td> <td>3人 3人</td> <td>6人 6人</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科看護学専攻（M）</td> <td>17人 12人</td> <td>0人 17人</td> <td>6人 4人</td> <td>6人 6人</td> <td>12人 12人</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科看護学専攻（D）</td> <td>11人 10人</td> <td>6人 17人</td> <td>6人 4人</td> <td>6人 6人</td> <td>12人 12人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40人 32人</td> <td>7人 47人</td> <td>18人 12人</td> <td>18人 18人</td> <td>36人 36人</td> </tr> </tbody> </table>	学 士 課 程	学部・学科等の名称	専任教員等					基準数 うち教授数	教授	准教授	講師	助教	計	5人	2人	5人	0人	12人	文学部 日本国語学科	5人	2人	5人	0人	12人	6人 3人	文学部 国際コミュニケーション学科	4人	1人	6人	0人	11人	6人 3人	社会学部 社会学科	6人	5人	6人	0人	17人	11人 6人	社会学部 人間福祉学科	6人	1人	2人	0人	9人	8人 4人	教育学部 教育学科	24人	18人	7人	1人	50人	13人 7人	経営学部 経営学科公共経営専攻	1人	1人	2人	1人	5人	14人 7人	経営学部 経営学科企業経営専攻	6人	1人	1人	1人	9人		看護学部 看護学科	8人	6人	10人	8人	32人	12人 6人	その他の組織等（高等教育推進センター）	0人	0人	1人	0人	1人	— —	（大学全体の収容定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—	34人 17人	計	60人	35人	40人	11人	146人	104人 53人	大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員					基準数 うち教授数	研究指導教員 うち教授数	研究指導補助教員 計	研究指導教員 基準数 うち教授数	研究指導補助教員 基準数 うち教授数	研究指導教員 基準数 うち教授数	研究指導教員 うち教授数	人文社会学研究科人間福祉専攻（M）	7人 6人	0人 7人	3人 2人	3人 3人	6人 6人	人文社会学研究科人間福祉専攻（D）	5人 4人	1人 6人	3人 2人	3人 3人	6人 6人	看護学研究科看護学専攻（M）	17人 12人	0人 17人	6人 4人	6人 6人	12人 12人	看護学研究科看護学専攻（D）	11人 10人	6人 17人	6人 4人	6人 6人	12人 12人	計	40人 32人	7人 47人	18人 12人	18人 18人	36人 36人
学 士 課 程	学部・学科等の名称			専任教員等						基準数 うち教授数																																																																																																																																		
				教授	准教授	講師	助教	計																																																																																																																																				
		5人	2人	5人	0人	12人																																																																																																																																						
文学部 日本国語学科	5人	2人	5人	0人	12人	6人 3人																																																																																																																																						
文学部 国際コミュニケーション学科	4人	1人	6人	0人	11人	6人 3人																																																																																																																																						
社会学部 社会学科	6人	5人	6人	0人	17人	11人 6人																																																																																																																																						
社会学部 人間福祉学科	6人	1人	2人	0人	9人	8人 4人																																																																																																																																						
教育学部 教育学科	24人	18人	7人	1人	50人	13人 7人																																																																																																																																						
経営学部 経営学科公共経営専攻	1人	1人	2人	1人	5人	14人 7人																																																																																																																																						
経営学部 経営学科企業経営専攻	6人	1人	1人	1人	9人																																																																																																																																							
看護学部 看護学科	8人	6人	10人	8人	32人	12人 6人																																																																																																																																						
その他の組織等（高等教育推進センター）	0人	0人	1人	0人	1人	— —																																																																																																																																						
（大学全体の収容定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—	34人 17人																																																																																																																																						
計	60人	35人	40人	11人	146人	104人 53人																																																																																																																																						
大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員					基準数 うち教授数																																																																																																																																					
		研究指導教員 うち教授数	研究指導補助教員 計	研究指導教員 基準数 うち教授数	研究指導補助教員 基準数 うち教授数	研究指導教員 基準数 うち教授数																																																																																																																																						
								研究指導教員 うち教授数																																																																																																																																				
人文社会学研究科人間福祉専攻（M）	7人 6人	0人 7人	3人 2人	3人 3人	6人 6人																																																																																																																																							
人文社会学研究科人間福祉専攻（D）	5人 4人	1人 6人	3人 2人	3人 3人	6人 6人																																																																																																																																							
看護学研究科看護学専攻（M）	17人 12人	0人 17人	6人 4人	6人 6人	12人 12人																																																																																																																																							
看護学研究科看護学専攻（D）	11人 10人	6人 17人	6人 4人	6人 6人	12人 12人																																																																																																																																							
計	40人 32人	7人 47人	18人 12人	18人 18人	36人 36人																																																																																																																																							
	長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの																																																																																																																																											
	特になし																																																																																																																																											

3. 指定エビデンス

□教員の採用・昇任の方針・規則

【資料5-2-①-1】教育職員の選考手続に関する規程、教育職員選考基準

□教員人事に関する会議体の規則

【資料5-2-①-1】教育職員人事委員会規程

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
		特になし

基準項目5－3. 教員・職員の研修・職能開発

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
5-3-①	①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 □ 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。	A	A	
5-3-②	②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み □ 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-3-①	<p>①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 ア. 教育内容や方法を改善するための研修・研究の組織的・計画的な実施及び見直しの実施状況</p> <p>本学では、学生の特性を踏まえ、学修意欲を引き出し自律的な活動を促すための教育内容・教育方法を開発し実践を支援するとともに、その継続的な改善を図るために、令和3年度に「高等教育推進センター」を設置した。</p> <p>同センターは、「基礎学力（リメディアル教育含む。）向上のための教育内容・教育方法の開発・実践支援及び普及」、「情報教育（数理・データサイエンス・AI）の教育内容・教育方法の開発・実践支援及び普及」、「ICTを活用した教育方法の開発・実践支援」等を主な業務としており、併せて、これらの活動をベースに全学的なFDも行っている。</p> <p>FDについては、同センターが所管するファカルティ・ディベロップメント委員会（組織：高等教育推進センター長を委員長とし、同センター職員及び各学部の各学科から選出された教員で構成。）が企画立案を行い、実施している。</p> <p>主な活動として、テーマ設定による研修会、学生による授業評価アンケート（注1）や相互授業参観（注2）等を実施しており、実施結果については、毎年度FD・SD報告書としてとりまとめ、学内外に公表している。【資料5-3-①-1】</p> <p>(注1)「授業評価アンケート」</p> <p>教員は自らの授業方法の効果を「学生による授業評価アンケート」で測っている。原則としてアンケートは全科目について、夏学期・冬学期の第14・15週目に実施している。自由記述も設定しており、学生への教育効果を的確につかむことができる。教員は、担当する授業科目ごとにアンケート結果をふり返った「改善コメント」を作成して提出する。</p> <p>アンケート結果は、FD委員会や教育改革推進本部会議に報告される。これらを踏まえて、各教授会や各学科会議等で検討し、授業や教育の改善を図っている。学生や教職員にはアンケート結果を閲覧できるよう、公式ホームページに「全体集計結果」を、学内ホームページに「授業毎の数値結果一覧」および「改善コメント」を公開している。【資料5-3-①-2】</p> <p>(注2)「相互授業参観」</p> <p>毎年11月～12月にかけて「相互授業参観」を実施していたが、冬学期開講科目のみ対象となっていたため、令和6年度より、夏学期・冬学期を交互に隔年で授業参観す</p>

	<p>ることした。令和6年度は夏学期の6月に教職員による「相互授業参観」を実施した。原則として、全専任教員は参観対象授業を1つ届け出て、参観対象授業の一覧が教員だけでなく事務職員にも公表される。希望すれば非常勤講師も参観できるようにしている。参観者は授業参観後、「参観シート」を提出することとしており、授業担当者はそのコメントを授業改善の参考にしている。授業科目ごとや学科・コースごとに合評会が行われる場合もある。このようにして教職員は、新しい取組みを実施している授業や興味のある授業があれば、授業参観することができ、教職員が相互に意見交換できる場も整えられている。【資料5-3-①-3】</p> <p>従来、FD研修会と事務局全体研修会（SD研修会）を個別に実施しているが、令和4年度以降は、教員及び事務職員が連携して今後取り組むべき課題を設定し、社会の変革に対応し、時代に則した教育を展開できる能力・資質を向上させることを目的として、全教職員を対象とした「FD・SD研修会」として開催している。令和6年度は、令和6年9月に「FD・SD研修会」、令和7年2月に「FD研修会」として実施した。</p> <p>また、毎年度、新規採用教員を対象に、「新着任教員研修会」（注3）を実施しており、教育歴の短い新規採用教員の自立を支援する取組を行っている。</p> <p>（注3）「新着任教員研修会」</p> <p>「新規採用等教員研修に関する実施要項（平成31年4月1日施行）」に基づいて、毎年度新規採用された教員（学長が指名する講師・助教。）を対象に大学運営や教学に関する研修を実施。（高等教育推進センター主催）</p> <p>令和6年度は、教員15名を対象に座学、e-Learning、メンターや同僚等の授業参観、学外研修参加のほか、先輩教員とのランチミーティングを随時実施。</p> <p>年度末に令和6年度の振り返りや次年度の目標等についてのレポートの提出、1年間の活動について常務理事、学長、副学長等に発表。</p>
5-3-②	<p>②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み</p> <p>ア. 教育内容や方法を改善するための研修・研究の組織的・計画的な実施及び見直しの実施状況</p> <p>本学では、職員としての資質の向上を図る活動を推進するため「スタッフ・ディベロップメント委員会」を設け、SDの企画立案、推進計画、実施等に関する事項を審議し、毎年度の活動を推進している。</p> <p>令和6年度以降、同委員会では、令和4年の大学設置基準等の改正や中教審答申等の政策動向のほか、近年の大学事務の高度化、複雑化、専門化等を踏まえ、単発的な講演会の実施を中心とした従来の研修内容を改め、教職協働による大学運営を主眼とした体系的な研修メニューの設定等への見直しを行っているところである。</p> <p>令和6年度事務局全体研修会は、令和6年9月10日（火）14:30～16:30に講演会を実施した。テーマは「これからの中大が生き残るために～大学ジャーナリストの現状分析と提言～」であった。出席190人（職員82人、教員108人）、欠席者は後日動画視聴をした（職員22人、教員55人）。オープンキャンパスや広報活動に関する具体的なアイデアや改善提案を挙げ、広報活動や学生募集に関連する業務について、より具体的かつ実行可能な施策を再確認できた。なお、本学としての問題意識・理念の統一を目的とするため、昨年度同様にFD・SD合同で研修会を実施した。</p> <p>そのほかの研修・教育訓練として、今年度は部署異動者を専門分野別研修の受講を必須とした。主に外部機関が実施する研修を活用した新社会人研修やリーダーシップ・マネジメント研修、大学事務に必要なスキルアップ研修を受講することで、事務職員に求められる資質の向上に努めた。（受講者数33人。前年度から約3割増加）</p>
	長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 指定エビデンス

□FDの方針・計画

令和6年度 FD活動計画予定について

□FDの実施報告書
【資料5-3-①-1】令和6年度FD・SD報告書 https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/fsd/r06fsd.pdf
□SDの方針・計画
特になし（令和7年度作成予定）
□SDの実施報告書
【資料5-3-②】令和6年度FD・SD報告書 https://www.shitennoji.ac.jp/assets/images/about/disclosure/fsd/r06fsd.pdf

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目No.	根拠記号	根拠資料の名称
5-3-①	1	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
5-3-①	2	令和6年度夏学期授業評価アンケート実施結果
5-3-①	3	令和6年度相互授業参観公開授業一覧
5-3-②		スタッフ・ディベロップメント委員会規程

基準項目5－4. 研究支援

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
5-4-①	①研究環境の整備と適切な管理運営	□ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。	A	A
5-4-②	②研究倫理の確立と厳正な運用			
5-4-③	③研究活動への資源の配分	□ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。 □ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。	B	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-4-①	①研究環境の整備と適切な管理運営 ア. 快適な研究環境の整備及び有効活用への取組状況 専任教員には、個々に研究室を供与している。ただし、看護学部の助教の研究室については、スペースの都合上、暫定的に共同使用としており、その解消が課題となっている。 各研究室には机、椅子、テーブル、書架、ロッカー、パソコン、プリンター等の教育・研究に必要な機器等を整備している。 また、ラーニングコモンズを始め、学生が個人又はグループで利用できるスペース

	<p>を学内に複数確保して有効活用に努めているほか、ラーニングコモンズには、学生が自由に使用できるPC（デスクトップPC27台、ノートPC8台）及び無償で利用できるレーザープリンターを整備している。（令和3年度入学者からBYODを導入している。）</p> <p>必要な機器等の整備については、長期的な整備計画を立案し、適切に更新可能となるよう財源確保に努めている。</p>
5-4-②	<p>②研究倫理の確立と厳正な運用</p> <p>ア. 研究倫理に関する規則の整備及び運用状況</p> <p>本学は、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるため、「研究倫理規程」及び「研究倫理審査委員会規程」を定めている。【資料5-4-②-1】</p> <p>また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため「研究活動の不正行為防止規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を制定し、不正防止の方策を定めている。【資料5-4-②-2】</p> <p>さらに、公的研究費の不正使用防止については、統括管理責任者を室長とする「研究費不正使用防止推進室」を設置し、不正発生要因に応じた防止策を「公的研究費不正使用防止計画」に定めるとともに、防止策の推進等を行っている。【資料5-4-②-3】不正防止のための責任体制については、「研究活動の不正行為防止規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」により、最高管理責任者を学長とともに、公的研究費の運営・管理については、統括管理責任者に事務局長、コンプライアンス推進責任者に各部局の長を充て、研究倫理教育責任者については学長が指名する副学長、副責任者には各部局の長を充てている。</p> <p>これらの体制のもと、本学において、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるか等、不正防止対策に関する理解や意識を高めるためにコンプライアンス教育や啓発活動を実施するとともに、研究者に求められる倫理規範修得のために、研究倫理eラーニングや研究倫理研修会等の研究倫理教育を実施している。令和6年度は、本学全体として国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）より外部講師を招聘し、研究倫理・コンプライアンス研修会を実施した。【資料5-4-②-4】</p> <p>また、教員が企業、団体等との産官学連携活動を行う上での利益相反によって研究者としての公正性が失われることを防止するため、「利益相反マネジメント規程」を策定し、利益相反委員会による審査を実施、必要な場合には勧告等を行うこととしている。【資料5-4-②-5】</p> <p>さらに、本学において研究者が人を対象とする研究を実施する場合、「研究倫理審査委員会規程」に基づいて「研究倫理審査委員会」を設置し、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するために、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否かを審査している。【資料5-4-②-1】</p> <p>研究倫理審査委員会は、同規程第3条による委員（①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者、②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者、③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べができる者で学長が指名した者、④本学に所属しない者複数名、⑤その他、学長が必要と認めた者）で構成している。同委員会は、年間8回開催し、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいた倫理審査を行っている。</p> <p>なお、研究倫理に関する規程等については、本学ホームページ「公正な研究活動の推進」において学内外に周知・公表している。【資料5-4-②-6】</p>
5-4-③	<p>③研究活動への資源の配分</p> <p>ア. 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。</p> <p>競争的研究費の間接経費取扱規程を整備し、研究活動への資源配分を行っている。</p>

	<p>具体的には、本学における学術研究を推進し、研究者の研究業績及び教育実践の向上を目的として共同研究助成制度を設け、「共同研究推進規程」に基づき専任教員が学内又は学外の研究者等と行う共同研究を助成している。【資料 5-4-③-1】また、学術研究を推進し、研究成果を社会に還元することを目的として、教員が学術研究を内容とする著作を出版する場合の出版助成も行っている。【資料 5-4-③-2】そして、設備などの物的支援では、学会でのポスター発表時に必要な大判プリンターやカラー印刷機なども購入し、活用してもらっている。</p> <p>RA(Research Assistant)などの人的支援については、現時点では制度を設けていないが、今後、大学院における研究プロジェクト等の活動ニーズを踏まえて対応していくこととしている。</p> <p>研究活動のための外部資金の導入の努力としては、本学独自の研究助成制度として、研究者による科学研究費助成事業（科研費）への申請を奨励し、本学全体の研究活動の活性化及び科研費の採択率向上を目的として、学内研究支援奨励金制度を設けていく。【資料 5-4-③-3】</p> <p>また、研究活動のための外部研究資金の獲得を目的とし、「科研費申請書添削 WEB システム」及び「外部資金獲得のための動画講座 WEB システム」を導入、科研費申請書の添削支援、申請書の構築方法や種目別のアプローチ方法等の動画講座の配信を実施している。【資料 5-4-③-4】</p> <p>その他、科研費や各種団体等の助成金への申請を奨励し、本学へ届いた公募情報を、IBU ポータルやメール等にて教員に周知している。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
5-4-②	<ul style="list-style-type: none"> 事務局地域連携・研究推進課職員より、看護学部が開催している教員対象の科研費に関する FD 研修会において、科研費の申請方法や不正行為及び不正使用防止に関する説明等を実施し、研究者の研究倫理に関する理解及び意識の向上を図っている。 今後、他部局での実施も検討し、本学全体における研究倫理の向上に取り組む。

3. 指定エビデンス

<input type="checkbox"/> 研究環境に関する調査の結果	未実施
<input type="checkbox"/> 研究環境整備の方針・計画	【資料 5-4-①-1】地域連携・研究推進センター規程
<input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則	【資料 5-4-②-1】研究倫理規程、研究倫理審査委員会規程
<input type="checkbox"/> 研究費の適正利用に関するマニュアル	科研費取扱要領
<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則	競争的研究費の間接経費取扱規程
<input type="checkbox"/> 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	なし
<input type="checkbox"/> 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	令和 7 (2025) 年度科研費公募について (お知らせ)
<input type="checkbox"/> 外部資金応募・獲得の実績一覧	科研費採択状況 (過去 5 年間)、科研費応募申請状況

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠記号	根拠資料の名称
5-4-①	1	研究・地域貢献推進委員会規程、教育職員研修規程、図書館資料管理規程
5-4-②	1	研究活動上の行動規範
5-4-②	2	研究活動の不正行為防止規程、公的研究費の不正使用防止等に関する規程
5-4-②	3	公的研究費不正使用防止計画
5-4-②	4	研究倫理 e ラーニング受講状況、コンプライアンス教育実施報告書、研究倫理・コンプライアンス研修会資料
5-4-②	5	利益相反マネジメント規程
5-4-②	6	本学ホームページ「公正な研究活動の推進」 https://www.shitennoji.ac.jp/research/koueki/
5-4-③	1	共同研究推進規程
5-4-③	2	出版助成に関する規程
5-4-③	3	学内研究支援奨励金取扱要領
5-4-③	4	科研費申請書添削支援のご案内、外部資金獲得のための動画講座

II. 基準5の自己評価

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
社会のニーズ、時代の変化に対応して、学部改組、事務局組織改編等を行い、教職協働を図り、効果的な大学運営を行っている。また、FD・SD 研修に積極的に取り組み、教職員の職能開発に寄与するとともに、教育内容・方法等の改善につなげている。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
研究環境に関する調査や、RA などによる人的支援など研究支援体制の充実
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
本学の活動を支える中核的な存在である教職員のモチベーションを高めつつ、さらなる組織の整備と教職員の能力向上を行っていく。

基準6 経営・管理と財務

基準項目6-1. 経営の規律と誠実性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> <下段>	評価の視点 自己判定の留意点	自己判定	
			個別	総合
6-1-①	①経営の規律と誠実性の維持	<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。 <input type="checkbox"/> 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。	A	A
	②環境保全、人権、安全への配慮			
6-1-②		<input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。	A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-1-①	<p>①経営の規律と誠実性の維持</p> <p>ア. 組織倫理に関する規則に基づく運営状況</p> <p>本学を経営する学校法人四天王寺学園は、「寄附行為」に基づき、最高意思決定機関である理事会が評議員会の意見を聴きながら適正に運営している。第3条には「この法人は、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」とし、本法人が、法律と建学の精神に基づいて教育目的を掲げ、誠実に運営することを謳っている。法人は、第16条に基づいて理事会を置き、第22条に基づいて理事長の諮問機関として評議員会を置いている。理事会及び評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営している。原則として、理事会は年11回、評議員会は年3回開催され、会議の内容は理事である常務理事、学長が本学教職員へ適切に報告している。</p> <p>法人の運営は、監事による法人の運営状況に係る監査の実施や、公認会計士と連携して会計監査を適切に実施しており、監事の監事監査報告書において、「寄附行為」に反する重大な事実がないことを明確に表明し、適正に実施している。【資料6-1-①-1】</p> <p>イ. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考にした情報の公表状況</p> <p>令和2(2020)年4月に「四天王寺大学ガバナンス・コード」を策定し、法人と本学の関係及び役割をより明確にし、令和6(2024)年4月には学部改編等により一部改正を行った。このガバナンス・コードは、健全な学校法人運営に取組み、高等教育の発展に寄与することを宣言しており、点検結果とあわせてホームページで公表している。</p> <p>また、寄附行為、学園諸規程、大学学則をはじめ、学校教育法施行規則第172条の2における教育研究情報、教育研究上の目的、3つのポリシー、財務状況、設置認可申請・届出関係情報、自己点検・評価の結果なども、法令及び学校法人四天王寺学園情報公開規程に基づきホームページで公表している。【資料6-1-①-2】</p> <p>ウ. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備状況</p> <p>法人の業務の適正を確保するため、令和6年度において、本学園の内部統制システム整備の基本方針及び関係規程を整備し、令和7年度4月1日より施行した。内部統制の基本体系では、基本方針の中に大きく4つの管理体制に分類し、各種規程を整備している。「経営に関する管理体制」、「リスク管理に関する管理体制」「コンプライア</p>

	<p>ンスに関する管理体制」「監査環境整備」が4つの柱であり、現行の学園規程の改正とあわせて、新たな規則、規程の制定を行い、内部統制システムが体系的に紐づくよう整備した。【資料 6-1-①-3】</p>
6-1-②	<p>②環境保全、人権、安全への配慮</p> <p>ア. 環境や人権への配慮</p> <p><環境保全への配慮></p> <p>本学では、地球温暖化対策としてクールビズの実施、集中管理による空調の温度設定、エネルギー使用に関する啓発活動、照明のLED化等によって、消費電力の抑制に努めている。また 文書のペーパーレス化や古紙等のリサイクルにより、資源の節約や有効活用に取り組んでいる。</p> <p><人権への配慮></p> <p>「本学における人権・同和教育の基本方針」に基づき、カリキュラムには「現代社会と人権」を設けて卒業必修単位としている。教職員に対しては、人権研修会 や講演会を定期的に開催して人権啓発に努めている。こうした取組みは、学長を委員長とする人権・同和教育推進委員会で企画・審議している。総務課に人権担当職員を配置し、学外研修等を通して情報収集も行っている。【資料 6-1-②-1】</p> <p>ジェンダーや LGBTQ の問題については、「性の多様性についての本学の基本指針」を策定</p> <p>して、性の多様性を尊重し性別による区別を行わないこと等を周知しており、本学ホームページにも掲載している。【資料 6-1-②-2】</p> <p>障害のある学生に対しては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づいて学生受け入れを行い、「障害学生支援ガイドライン」に沿って支援体制を整えている。施設のバリアフリー化にも取り組んでおり、点字ブロックも継続的に設置を続けている。多目的トイレもほぼすべての施設に設置している。【資料 6-1-②-3】</p> <p>個人情報保護については、「個人情報の保護に関する規程」を定めて、学長を委員長とする個人情報保護委員会が具体的な対象や取り扱い等について審議している。特定個人情報等については「特定個人情報取扱規程」を定めて運用している。【資料 6-1-②-4】</p> <p>学生や教職員の間のハラスメント行為については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則」に基づいて置かれた防止委員会が発生防止に努めている。ハラスメント事案が発生した場合には、前記細則に基づく相談員や対策委員会をはじめとする各種委員会が対応にあたっている。【資料 6-1-②-5】</p> <p>イ. 学内外に対する危機管理体制の整備及び運用状況</p> <p>災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的として、令和元(2019)年12月に「四天王寺大学防火・防災消防計画(以下「防災計画」という。)」を策定した。防災計画では、平常時と緊急時の組織、予防的事項、応急対策的事項、教育訓練について定めている。【資料 6-1-②-6】</p> <p>本学では防災計画に基づき、地震や火災発生等を想定した総合防災訓練及び安否確認訓練を毎年実施しており、教室からの避難誘導、負傷者の搬送訓練、消火栓・消火器を使った消火訓練を実施し、全学的な安全への取組みを行っている。建屋には避難経路を明示するとともに、各教室には「地震時の避難について」のマニュアルを英語版も併せて設置し、授業時に(外国人も含めた)教員が迅速に学生を誘導できるようにしている。</p> <p>また、令和5年3月に本学の事業継続計画(BCP)を策定し、災害等への対策を図った。</p> <p>この他、学内各所には防犯カメラを設置し、AED(自動体外式除細動器)は学内7箇所に設置し、「Campus Diary」のキャンパスマップに設置場所を記載して、学生、教職員への安全に配慮している。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
特になし	

3. 指定エビデンス

□組織倫理に関する規則

【資料 6-1-①-1】寄附行為

□情報公表に関する規則

学校法人四天王寺学園情報公開規程

□学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

<https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/kouhyou/>

□私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

<https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/>

□内部統制の組織体制を示す

【資料 6-1-①-3】学校法人四天王寺学園 内部統制にかかる規則等の体系（令和 7 年 4 月 1 日施行）

□内部統制に関する規則

【資料 6-1-①-3】学校法人四天王寺学園 内部統制システム整備の基本方針（令和 7 年 4 月 1 日施行）

文書管理規程

情報セキュリティ対策規程

研究活動の不正行為防止規程

不正使用防止等に関する規程

学校法人四天王寺学園公益通報等に関する規程

学校法人四天王寺学園監事監査規程

学校法人四天王寺学園内部監査規程

学校法人四天王寺学園内部監査実施細則

□ハラスメント防止に関する規則

【資料 6-1-②-5】ハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則

□個人情報保護に関する規則

【資料 6-1-②-4】個人情報の保護に関する規程、個人情報保護委員会規程、特定個人情報取扱規程
職業紹介業務に関する個人情報適正管理規程

□危機管理に関する方針・規則

危機管理マニュアル

□危機管理に関するマニュアル

危機管理マニュアル

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
6-1-①	2	四天王寺大学ガバナンス・コード
6-1-②	1	人権・同和教育推進委員会規程
6-1-②	2	性の多様性についての本学の基本指針 本学ホームページ https://www.shitennoji.ac.jp/contact/
6-1-②	3	障害学生の修学等の支援に関する規則
6-1-②	6	防火・防災消防計画

基準項目6－2. 理事会の機能

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
6-2-①	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 <input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 理事会の運営を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 理事の選任を適切に行っているか。		A	A
6-2-②	②使命・目的の達成への継続的努力 <input type="checkbox"/> 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。		A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-2-①	<p>①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性</p> <p>ア. 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制整備と運用状況</p> <p>私立学校法に基づき、大学の目的を達成するための学校法人として管理運営は、学校法人四天王寺学園「寄附行為」に基づいて行われている。「寄附行為」では、理事会の体制と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人として法律の遵守のもと、適正な学校運営を行っている。また、令和6年10月には理事会運営規則を制定し、理事会の役割、権限を明確にするとともに、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう体制を整備している。</p> <p>イ. 理事会の運営状況</p> <p>理事長を議長とする理事会は、「寄附行為」第16条、第17条等に基づき、適切に運営している。理事会は、予算・事業計画・中長期計画、決算・事業の実績・事業報告書、資産の管理及び処理、基本金の組入計画とその変更、「寄附行為」及び学則等の制定・改廃、監事候補者の選出、評議員の選任、その他法人の業務に関する重要事項を審議している。</p> <p>理事会は、8月を除く毎月1回で年11回開催しており、令和6(2024)年度の理事会の出席状況(実出席率)98.7%であり良好である。また、理事会の開催に際しては、事前に書面案内による議題と出欠確認を適切に行っており、理事が欠席する場合は、「書面表決状」により、あらかじめ各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。【資料6-2-①-1】</p> <p>ウ. 理事の選任状況</p> <p>令和6年度の理事の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第5条及び第6条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、8人以上12人以内とし、そのうち第1号理事を1人、第2号理事を2人以上3人以内、第3号理事を1人以上2人以内、第4号理事を1人、第5号理事を3人以上5人以内とし、現員は、第1号理事1人、第2号理事3人、第3号理事1人、4号理事1人、5号理事5人の計11人である。11人のうち7人が外部理事であり、学内外の多様な意見を取り入れる構成となっている。</p> <p>理事長は、理事のうち宗教法人四天王寺代表役員の職にあるものが就任して、法人を代表して業務を処理している。また、「寄附行為」第6条第1項第2号理事の中で理事長から指名された常務理事は、あらかじめ理事会で決定された法人の日常業務を執行している。さらに、「寄附行為」第6条第1項の第2号理事から第5号理事の中から</p>

	<p>理事長は担当理事を指名し、理事会の決定した法人の運営する各学校のうち特定の学校の日常業務を執行させており、本学は、学長が担当理事として日常業務にあたっている。</p> <p>なお、令和7年4月1日施行された改正私立学校法（私学法）により、理事長、常務理事、理事の選任方法も大きく変わり、私学法改正に基づき、理事会の運営及び理事の選任について適切に対応し、登記の手続きを行い、所轄官庁への報告も行っている。</p>
6-2-②	<p>②使命・目的の達成への継続的努力</p> <p>ア. 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力の状況</p> <p>法人及び本学の使命・目的を達成するために、本学園全体の中長期計画として「学校法人四天王寺学園中長期計画」を策定している。【資料 6-2-②-1】</p> <p>すなわち「聖徳太子の仏教精神による人格形成のための教育の具現化」のため、「聖徳太子の仏教精神に基づいた社会貢献できる人間の育成」「教育、学問のさらなる発展と創造を追究する研究活動の展開」「教育研究活動の積極的な発信と地域・社会における学園としての価値の向上」の3項目を定めている。</p> <p>この計画に基づいて事業計画を策定し、評議員会において評議員からの意見を聴き、理事会で決定し執行している。執行した結果は「事業報告書」にまとめ、理事会での審議、承認を経て評議員会で報告している。各年度の事業報告書は本学ホームページで公表している。</p> <p>この中長期計画（改訂版）の中で本学は、「将来ビジョン」に基づいて、5つの戦略（戦略I. 広報・募集戦略、戦略II. 教育改革戦略、戦略III. 学生支援戦略、戦略IV. 研究・地域貢献戦略、戦略V. 大学運営戦略）を掲げ、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 指定エビデンス

<input type="checkbox"/> 法人の意思決定に関する組織図
学校法人四天王寺学園組織図
<input type="checkbox"/> 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
令和6年5月27日理事会議事録、令和7年5月29日理事会議事録
<input type="checkbox"/> 理事を選任する会議体の規則
【資料 6-2-①-1】学校法人四天王寺学園寄附行為
<input type="checkbox"/> 理事を選任した際の会議体の議事録
令和5年10月25日理事会議事録（第3号議案：寄附行為の変更-役員・評議員の任期延長）
<input type="checkbox"/> 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
令和6年5月27日理事会議事録（令和6年度事業計画書（実施報告））
<input type="checkbox"/> 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書
令和6年度までは口頭報告としており文書は無。なお令和7年度より文書報告とする旨策定済み

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
-----------	----------	---------

基準項目6－3. 管理運営の円滑化とチェック機能

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点	自己判定	
	<下段> 自己判定の留意点	個別	総合
6-3-①	<p>①法人の意思決定の円滑化</p> <p><input type="checkbox"/> 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。</p>	A	
6-3-②	<p>②評議員会と監事のチェック機能</p> <p><input type="checkbox"/> 評議員の選任を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 評議員会の運営を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 監事の選任を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 監事は、監事の職務を適切に行っているか。</p>	A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-3-①	<p>①法人の意思決定の円滑化</p> <p>ア. 意思決定における、理事会と評議員会の適切な意思疎通と連携</p> <p>本学園の最高意思決定機関である理事会は、法人の置く各学校の実状を踏まえた審議を行っており、予算、事業計画等の重要事項については、評議員会での意見を聴き決議している。</p> <p>理事会には本学を担当する常務理事と学長が理事として出席している。また、常務理事、学長は評議員も兼ねており、評議員会へも出席している。</p> <p>常務理事は、本学に常駐して教育研究評議会、大学運営会議等の重要な会議にも出席し、各管理機関や教職員の意見や声を直接聴取している。そして、理事会において本学の現状や意思決定について、担当理事である学長とともに直接説明している。理事会の審議内容や評議員会での示された意見は教職員へ報告しており、法人と本学の意思疎通と連携は適切に行っている。</p> <p>イ. 教職員の提案などをくみ上げる仕組みの整備</p> <p>教職員の提案等は、教授会、各種委員会、事務局連絡会等において審議または報告され、その後、教育研究評議会や大学運営会議において審議・報告している。また、部局における提案の中で重要事項については、「稟議規程」に基づき、理事長の決裁を受けることとしており、教職員の意見を汲み上げる仕組みも整備している。<u>【資料 6-3-①-1】</u></p>
6-3-②	<p>②評議員会と監事のチェック機能</p> <p>ア. 評議員の選任</p> <p>評議員会は「寄附行為」第22条に基づき運営している。評議員の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第26条第1項において、評議員の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、25人以上28人以内とし、そのうち第1号評議員を7人、第2号評議員を3人以上4人以内、第3号評議員を4人以上5人以内、第4号評議員を1人、第5号評議員を8人以上9人以内とし、現員は、第1号評議員7人、第2号評議員4人、第3号評議員4人、4号評議員3人、5号評議員8人の計26人である。</p>

	<p>イ. 評議員会の運営</p> <p>評議員会は、理事長が議長となり、毎年3月、5月、10月の年3回招集しており、必要に応じて追加で開催している。評議員会は、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、その諮問に答えている。特に、理事長は、予算や事業計画、決算及び事業の実績をはじめとする法人の業務に関する重要事項については、「寄附行為」第24条及び第37条等に基づきあらかじめ評議員会に意見を聴くこととしている。令和6(2024)年度の評議員会の出席状況(実出席率)も92.5%と良好であり、適切な評議員会の運営を行っている。</p> <p>ウ. 監事の選任</p> <p>監事は「寄附行為」第5条及び第7条に基づき、評議員会の同意のもとで2人又は3人が選任される。現在は、弁護士及び税理士の各1人計2人を選任している。</p> <p>エ. 監事の職務</p> <p>監事は、法人の業務及び財産の状況、理事の業務状況等を監査し、内部監査室とも連携して内部監査報告を受けている。そして理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べている。令和6(2024)年度の監事の理事会出席率は84.6%、評議員会出席率は83.3%となっている。監事と内部監査室は、年3回開催する監事会において、法人の運営等に関する意見交換を行い、監事機能の強化を図っている。【資料6-3-②-1】</p> <p>なお、令和7年4月1日施行された改正私立学校法(私学法)により、評議員、監事の選任方法も大きく変わり、私学法改正に基づき、評議員の選任、評議員会の運営、監事の選任を適切に行い、監事の職務もより明確にかつ適切に行っている。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 指定エビデンス

□評議員を選任した際の会議体の議事録
令和5年10月25日評議員会議事録(第2号議案:寄附行為の変更-役員・評議員の任期延長)
□監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
令和5年10月25日評議員会議事録(第2号議案:寄附行為の変更-役員・評議員の任期延長) ※会計監査人は、令和7年6月以降にする。
□予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
令和7年6月6日評議員会議事録
□監事監査に関する規則
【資料6-3-②-1】学校法人四天王寺学園監事監査規程
□監事監査計画書
令和6年度監事監査計画書

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
6-3-①	1	稟議規程、稟議手続に関する細則

基準項目6－4. 財務基盤と収支

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
6-4-①	①財務基盤の確立 <input type="checkbox"/> 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。		A	A
6-4-②	②収支バランスの確保 <input type="checkbox"/> 収入と支出のバランスが保たれているか。 <input type="checkbox"/> 外部資金の導入の努力を行っているか。		A	
6-4-③	③中期的な計画に基づく適切な財務運営 <input type="checkbox"/> 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。		A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-4-①	<p>①財務基盤の確立</p> <p>ア. 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。</p> <p>本学では、平成28（2016）年度に、今後10年間を見通した中長期予算に基づく収支計画を策定し、これに連動するかたちで毎年度の単年度事業計画および予算案を立案してきた。</p> <p>令和3（2021）年度には、この中長期計画の「発展期（後半5年間）」の開始にあたり、急速に進行する少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、さらには情報技術の革新など、大学を取り巻く環境の大きな変化を受けて、大学および短期大学部の中長期目標・計画の見直しを実施した。この見直しでは、「選ばれる大学」としての存在感を高めるための強み・特色の具体化を重視し、5つの戦略目標を新たに設定した。【資料6-4-①-1】</p> <p>そのうちの1つである「V. 大学運営戦略 — 財政基盤と組織力の強化」では、「安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化を図ることを方針として掲げ、毎年度の事業計画および予算編成を行っている。【資料6-4-①-2】</p> <p>特に、近年の物価上昇やエネルギー資源価格の高騰といった外部要因の影響を踏まえ、競合他大学の学費水準とのバランスも考慮しながら、令和7年度からの学費改定に向けた見直しを進めたところである。</p> <p>また、施設・設備に関しては、老朽化が進む建物の長寿命化を図るため、計画的な改修工事や整備計画を実施している。その財源については、将来にわたる安定的な資金確保の観点から、自己資金による整備を基本とし、減価償却引当特定資産として計画的に積み立てを行っている。【資料6-4-②-3、6-4-①-4, 5, 6】</p> <p>こうした中長期的な視点に立った財政運営と投資戦略により、本学は今後も持続可能かつ安定的な教育研究活動の展開を目指している。</p>
6-4-②	<p>②収支バランスの確保</p> <p>ア. 収入と支出のバランスが保たれているか。</p> <p>本学園における基本金組入前当年度収支差額は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで一貫して黒字を維持しており、教育研究活動を継続的に実施する上で健全な財務基盤を確保してきた。</p> <p>しかしながら、令和6（2024）年度においては、学生・生徒の確保に苦戦したことにより、学生生徒等納付金収入が減少し、結果として赤字へと転じる状況となった。</p> <p>また、学生生徒等納付金に加えて、経常費補助金の獲得にも積極的に取り組んでいるも</p>

	<p>のの、近年は課題もみられる。具体的には、私立大学等改革総合支援事業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ1（教育の質的転換）：近年採択実績なし ・タイプ3（地域社会への貢献「プラットフォーム型」）：本年度は採択されずといった状況にあり、今後の改善が求められる。 <p>令和6（2024）年度における人件費比率は法人全体で60.0%と、令和5（2023）年度の大学法人（医歯薬系を除く）全国平均の50.9%を上回る水準である。一方で、大学に限って見ると49.7%であり、全国平均と概ね同水準にある。教育研究経費比率については、法人全体で29.8%となっており、全国平均36.6%を下回っている。大学における直近5年間の推移を見ると、35.0%前後で安定しており、今後も教育研究への経費配分の充実を図る必要がある。</p> <p>イ 外部資金の導入の努力を行っているか。</p> <p>科学研究費助成事業（科研費）を中心とする競争的資金の獲得にも積極的に取り組んでおり、以下の通り安定した実績を維持している。【資料6-4-②-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4（2022）年度：3,000万円（研究代表：2,384万円、研究分担：616万円、間接経費含む） ・令和5（2023）年度：2,964万円（研究代表：2,379万円、研究分担：585万円、間接経費含む） ・令和6（2024）年度：3,691万円（研究代表：3,159万円、研究分担：532万円、間接経費含む） <p>これらの成果は、教育研究活動の質向上にも資するものであり、引き続き外部資金の積極的な導入を推進していく。</p>
6-4-③	<p>③中期的な計画に基づく適切な財務運営</p> <p>ア．中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。</p> <p>安定的な財政運営を実現するためには、収容定員充足率の恒常的な維持により、学生・生徒納付金収入の安定的な確保を図ることが極めて重要である。</p> <p>そのためには、本学の教育・研究力の向上、教育環境の充実、社会の要請に応じた人材育成を目指した大学改革が必要不可欠である。</p> <p>これらを着実に推進することにより、本学の魅力を高め、安定した学生確保につなげることを目指す。本学では現在、中長期計画（改訂版）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育研究活動への戦略的な財政投資 ②外部資金の獲得強化（科研費・補助金等） ③費用構造の見直し（固定費の抑制・効率化） <p>といった具体的な施策を実施している：</p> <p>これらを通じて、教育・研究の質を高めつつ、收支バランスの健全性を維持・強化していく方針である。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	競合他大学の学費水準とのバランスも考慮しながら、令和7年度からの学費改定に向けた見直しを進めた
	老朽化が進む建物の長寿命化を図るため、計画的な改修工事や整備計画を実施

3. 指定エビデンス

□予算編成方針

【資料6-4-①-1】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）
-総表-

【資料6-4-①-2】令和6年度（2024）年度 事業計画書

□財務計画書

【資料6-4-①-3】中長期計画予算書（改訂版）

□財務計画書

【資料6-4-①-4】中長期財務計画（人件費関係）

【資料 6-4-①-5】中長期財務計画（建物設備関係）
【資料 6-4-①-6】中長期財務計画（情報基盤関係）
【資料 6-4-②-7】公的研究費一覧

□資産運用に関する規則

なし

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
		特になし

基準項目6－5. 会計

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
6-5-①	①会計処理の適正な実施		A	A
	□ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 □ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。			
6-5-②	②会計監査の体制整備と厳正な実施		A	
	□ 会計監査人の選任を適切に行っているか。 □ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-5-①	<p>①会計処理の適正な実施</p> <p>ア. 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。</p> <p>本学では、「学校法人会計基準」に準拠しつつ、「経理規程」、「経理規程施行細則」、「固定資産及び物品管理規程」、「固定資産及び物品調達規程」等の諸規程を整備して、これらに基づいた会計処理を行っている。【資料 6-5-①-1, 2, 3, 4】</p> <p>予算案の立案から決定に至る過程は、法人本体及び学校法人の設置校ごとに（法人会計、四天王寺大学・短期大学部、四天王寺高等学校・中学校、四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校）、事務局の各部署から提出された予算要望案を経理担当部署がとりまとめて予算の原案を作成する。</p> <p>本学においては、予算原案に基づいて常務理事、学長、事務局長、副学長がヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、見直しを行った部局・事務局は再度ヒアリングを行ったうえで、経理課で各部局・事務局の修正後の予算立案書を取り纏めて全体の収支バランスを計り、評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで、理事会で審議、決定される。【資料 6-5-①-1】</p> <p>イ. 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。</p>

	<p>補正予算案については、事業の変更による支出の増減や、確定した学生数に基づいた学費等の収入の増減等を勘案して、11月に補正予算案を編成し評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで・理事会で審議、決定される。</p> <p>決算については、会計年度終了後 2月以内に、「私立学校法」第 47 条に定める会計書類等を作成して会計監査と監事監査を受け、理事会において事業の実績と決算を審議する。その後、評議員会に報告し意見を求めている。</p> <p>以上のように、本学の会計処理は適正に行われている。</p>
6-5-(2)	<p>②会計監査の体制整備と厳正な実施</p> <p>ア. 会計監査人の選任を適切に行っているか。</p> <p>令和 6 年度は、会計監査人の選任に関する事項を規定していないが、令和 7 年度施行の改正私立学校法及び令和 4 年度公布の大学設置基準等の一部を改正する省令を踏まえ、令和 6 年度において、学校法人の寄附行為を始めとする法人関係規程等の制定改廃を行ったところである。</p> <p>イ. 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。</p> <p>本学では、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査室による監査を実施している。【資料 6-5-(2)-1】</p> <p>公認会計士による会計監査は、「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項に基づき、平成 27 (2015) 年 3 月 30 日付文部科学省告示第 73 号において指定された監査事項について、会計監査を実施している。</p> <p>毎年、公認会計士が総計 25 日間、法人の設置校すべてに来学・来校して、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等を調査して、収入・支出、資産関係について監査している。重要な支出については、稟議書との整合性及び伝票の照合等を実施している。【資料 6-5-(2)-2】</p> <p>監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行うとともに会計監査として期末監査(5月)と期中監査(年 4 回)を 2 人の監事が行っている。期中監査では、公認会計士との意見交換会及び経理担当者等からの聴取も行われる。監事は監査の結果等を理事会及び評議員会に報告している。</p> <p>また、監事は内部監査室とも意見交換等を行うなど連携体制を整えている。【資料 6-5-(2)-3】</p> <p>内部監査は、令和 2 (2020) 年度から「内部監査規程」に基づき、理事長直轄の部署として内部監査室を設置して実施している。内部監査の結果は、理事長に報告するとともに監事及び公認会計士とも情報共有することとしている。【資料 6-5-(2)-3】</p>
長所・特色 《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 指定エビデンス

□経理に関する規則

- 【資料 6-5-(1)-1】経理規程
- 【資料 6-5-(1)-2】経理規程施行細則
- 【資料 6-5-(1)-3】固定資産及び物品管理規程
- 【資料 6-5-(1)-4】固定資産及び物品調達規程
- 【資料 6-5-(2)-2】令和 6 (2024) 年度公認会計士・監事監査日程表
- 【資料 6-5-(2)-4】内部監査規程

□会計監査人の選任に関する規則

- 【資料 6-5-(1)-1】学校法人四天王寺学園 寄附行為

□会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

- 【資料 6-5-(2)-1】独立監査人の監査報告書
- 【資料 6-5-(2)-3】監事監査報告書

4. 根拠資料

指定エビデンスの他、根拠資料があれば記載してください。

項目 No.	根拠 記号	根拠資料の名称
		特になし

II. 基準6の自己評価

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「経営・管理と財務」においては、本学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性が求められる。理事会は適切に運営され、重要事項においては評議員会で意見を聴き、監事は本学の重要会議へ出席するなど、その機能を果たしている。法人及び本学の管理運営の円滑化とチェック機能の強化が円滑に進められている。また、本学はもとより、高等学校、中学校、小学校の学園内において、諸規程の整備等も進められ、内部統制システムも構築された。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和7年4月から改正私立学校法が施行され、新たな体制の下で経営・管理・財務が進められることとなり、役員・評議員・会計監査人の役割が何であるかを、理事長、常務理事、理事、監事、評議員、会計監査人だけでなく、学園に係わる教職員が認識し、職務にあたることが必要であり、特に寄附行為及び学園諸規程に基づく運営を遵守していくかなければならない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事会・評議員会、監事監査等の審議にとどまらず、理事・評議員・監事・会計監査人等の情報交換や研修をさらに充実させ、継続的な開催となるよう検討する。

特記事項

特になし